

4 審議会等実施状況（附属機関）（平成24年度）

No.	名称	開催回数 H24	会議時間 時間/回 (H24実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
1	国民健康保険運営協議会	3	0.5	市民生活部 国保課	常設	●			条例	苫小牧市国民健康保険条例 (国民健康保険法)	2年	10	無	10	0
2	民生委員推薦会	2	1.0	保健福祉部 社会福祉課	常設	●			規則	苫小牧市民生委員推薦会規則 (民生委員法)	3年	14	無	14	0
3	市営住宅入居者選考基準審議会	3	2.0	都市建設部 住宅管理課	常設		●		条例	苫小牧市営住宅管理条例	2年	8	有	8	2
4	青少年問題協議会	4	1.0	スポーツ生涯学習部 青少年課	常設		●		条例	苫小牧市青少年問題協議会条例 (地方青少年問題協議会法)	2年	26	無	24	0
5	勤労青少年ホーム運営委員会	1	0.5	スポーツ生涯学習部 生涯学習推進課	常設		●		条例	苫小牧市勤労青少年ホーム条例	2年	15	有	12	3
6	土地区画整理審議会	-	-	都市建設部 総務課	非常設		●		規則	苫小牧市土地区画整理事業施行規程 (土地区画整理法)	5年	20	有	-	-
7	住居表示整備審議会	-	-		非常設		●		条例	苫小牧市住居表示整備審議会条例	諮問から答申までの間	16	無	-	-
8	建築審査会	0	-	都市建設部 建築指導課	常設	●			条例	苫小牧市建築審査会条例 (建築基準法)	2年	7	無	7	0
9	特別職報酬等審議会	4	1.5	総務部 給与厚生課	常設		●		条例	苫小牧市特別職議員報酬等審議会条例	2年	7	無	7	1
10	退職手当審査会	-	-	総務部 行政監理室	非常設		●		条例	苫小牧市職員の退職手当に関する条例	諮問から答申までの間	3	無	-	-
11	公務災害補償等認定委員会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設		●		条例	苫小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	5	無	-	-
12	公務災害補償等審査会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設		●		条例	苫小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	3	無	-	-
13	環境審議会	4	1.9	環境衛生部 環境保全課	常設	●			条例	苫小牧市環境基本条例	2年	20	有	18	3
14	基本構想審議会	-	-	総合政策部 政策推進室 政策推進課	非常設		●		条例	苫小牧市基本構想審議会条例	基本構想に 関する答申 を完了した ときまで	35	無	-	-

公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成(人)				在職年数(人)		委員の内訳				必要な資格 その他	
		男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募		その他
対象者が限られ、一般公募がなじまないため。		7	-	3	-	10	-	-	3	7	-	-	被保険者代表委員—国保被保険者 保険医・保険薬剤師代表委員—保険医、薬剤師 公益を代表する委員—学識経験者等 被用者保険等保険者代表委員—被用者保険等保険者役員
民生委員法第8条の規定により、委員の選出区分が規定されているため。		10	-	4	-	14	-	2	-	-	-	12	なし
現在の割合で妥当と思われるため、これ以上の増員は考えていない。		3	2	5	-	8	-	-	-	6	2	-	学識経験を有する者
学識経験者において市内各団体等に広く委嘱しており、公募する必要性がない。		20	-	4	-	24	-	13	-	11	-	-	なし(団体からの推薦)
増員の予定なし。 (平成25年度で施設廃止のため)		6	-	6	3	12	-	2	-	1	3	6	なし
													※土地区画整理審議会について、H25年4月から開発管理課へ分掌事務移管
													なし
法律・経済・建築・公衆衛生・行政に優れた経験と知識が必要のため。	法令で謳われているため、増員の予定はない。	6	-	1	-	7	-	7	-	-	-	-	※平成24年度は委嘱者なし
	現在の割合で妥当と思われるため、これ以上の増員は難しい。	5	1	2	-	7	-	1	-	5	1	-	なし
扱う内容が、公募になじまないため。													
扱う内容が、公務災害等の認定や保障金額等、専門的な内容なので、公募はなじまないと思われる。													学識経験を有する者
扱う内容が、公務災害等の認定や保障金額等、専門的な内容なので、公募はなじまないと思われる。													学識経験を有する者
	定員20名と定められており各推薦団体等考慮した場合5名が妥当であるため、これ以上の増員は難しい。	16	3	2	-	16	2	5	3	7	3	-	なし
													なし

No.	名 称	開催回数	会議時間 時間/回 (H24実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠(関連法令等)		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
15	女性センター運営委員会	1	1.5	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市民活動センター条例	2年	11	有	11	2
16	公営企業調査審議会	1	1.5	上下水道部 総務課	常設			●	条例	苫小牧市公営企業審議会条例	2年	20	無	20	4
17	消費生活審議会	1	1.5	市民生活部 安全安心生活課	常設			●	条例	苫小牧市消費生活条例	2年	15	無	12	2
18	廃棄物減量等推進審議会	2	1.7	環境衛生部 減量対策課	常設	●			条例	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	2年	20	無	20	6
19	市民自治推進会議	2	2.0	総合政策部 政策推進室 市民自治推進課	常設			●	条例	苫小牧市自治基本条例	2年	10	有	10	3
20	男女平等参画審議会	2	2.0	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市男女平等参画推進条例	2年	10	有	10	3
21	行政改革推進審議会	9	1.5	総務部 行政監理室	常設			●	条例	苫小牧市行政改革推進審議会条例	2年	15	無	12	1
22	情報公開・個人情報保護審査会	3	1.0	総務部 法務文書課	常設			●	条例	苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例	2年	5	無	5	0
23	公設地方卸売市場運営審議会	2	1.5	産業経済部 公設地方卸売市場	常設			●	条例	苫小牧市公設地方卸売市場条例	2年	17	無	14	0
24	障害程度区分認定等審査会	12	1.0	保健福祉部 社会福祉課	常設	●			条例	苫小牧市障害者自立支援法施行条例 (障害者自立支援法)	2年	5	無	5	0
25	介護認定審査会	161	0.3	保健福祉部 介護福祉課	常設	●			条例	苫小牧市介護保険条例 (介護保険法)	2年	35	無	35	0
26	市民文化芸術審議会	3	1.5	スポーツ生涯学習部 文化振興課	常設			●	条例	苫小牧市民文化芸術振興条例	2年	10	無	10	3
27	福祉のまちづくり推進会議	2	3.0	保健福祉部 社会福祉課	常設			●	条例	苫小牧市福祉のまちづくり条例	2年	15	有	14	2

公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定 あるが検討中。	男女構成（人）			在職年数（人）		委員の内訳					必要な資格 その他		
		男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募		その他	
														5
	委員選定区分を変更すれば増員可能であるが検討中。	17	4	3	-	20	-	-	-	16	4	-	-	なし
	現在の割合で妥当と思われるため、これ以上の増員の予定はない。	7	-	5	2	10	2	4	2	4	2	-	-	なし
	公募委員の員数制限はない。（20人の定数の中で調整する）	13	3	7	3	20	-	2	-	12	6	-	-	なし
	学識委員、市民活動団体推薦委員による検討が必要であるため、これ以上の増員は難しい。	7	1	3	2	10	-	3	-	4	3	-	-	なし
	社会のあらゆる分野で活躍している市民を委員とするため、公募は総人数のうち3人が妥当であることから、これ以上の増員は難しい。	4	-	6	3	10	-	3	-	4	3	-	-	なし
	公募委員枠を5名としていたが、2名の応募しかなかったため、現在のところ増員の予定はない。（内1名は道外在住ということから、落選とした。）	10	-	2	1	12	-	2	-	8	1	1	-	なし
	専門的な知識を必要とするため。	2	-	3	-	5	-	3	1	-	-	-	1	なし
	専門知識を要し、公募になじまない。	11	-	3	-	14	-	2	-	12	-	-	-	なし
	障害程度区分の認定等のため、医師、理学療法士等の専門職の知識を必要とするため。	5	-	-	-	5	-	-	-	5	-	-	-	障害程度区分認定審査会委員研修の修了者
	委員は保健、医療及び福祉に関する学識経験者であり、審査会自体も原則非公開となっているため。	27	-	8	-	32	3	-	-	35	-	-	-	なし
	増員の予定なし。（10名の委員の区分として芸術家、メセナ関係者、教育関係者の他に公募3名がバランスを考えると妥当と考えられる）	6	1	4	2	10	-	3	-	1	3	3	-	なし
	関係団体の推薦により福祉のまちづくりに係る各分野の有識者を確保し、その上で公募委員を加える構成としていたため、現状維持の見直し。	10	1	4	1	14	-	-	-	12	2	-	-	関係団体からの推薦

No.	名 称	開 回 回 数	会 議 時 間 時 間 /回 (H24実績)	所 管 課	審 議 会 等 の 設 置 形 態	位置付			設置根拠 (関連法令等)		委員等 任期	委員等 の 定 数	一般公募 規定の有無	委員等 の 現 行 人 数	うち一般 公募人数
						法令 必 置	法令 任 意	他	区分	名 称					
28	防災会議	1	0.7	市民生活部 危機管理室	常設	●			条例	苫小牧市防災会議条例 (災害対策基本法)	2年	40	無	40	-
29	国民保護協議会	0	-	市民生活部 危機管理室	常設	●		その他		国民保護法第40条第4項 (国民保護法)	2年	40	無	40	0
30	自然環境保全審議会	1	2.0	環境衛生部 環境生活課	常設		●	●	条例	苫小牧市自然環境保全条例	2年	18	有	14	2
31	企業立地審議会	-	-	産業経済部 企業立地推進室	非常設		●	●	条例	苫小牧市企業立地審議会条例	2年	25	無	-	-
32	都市計画審議会	1	2.0	総合政策部 まちづくり推進課	常設		●		条例	苫小牧市都市計画に関する条例 (都市計画法)	2年	15	有	15	2
33	社会教育委員会	4	1.6	スポーツ生涯学習部 生涯学習推進課	常設		●		条例	苫小牧市社会教育委員設置条例 (社会教育法)	2年	10	無	10	0
34	学校給食共同調理場運営審議会	1	1.5	学校教育部 第2学校給食共同調理場	常設			●	条例	苫小牧市学校給食共同調理場条例	2年	12	有	11	1
35	文化財保護審議会	1	1.5	スポーツ生涯学習部 文化振興課	常設		●		条例	苫小牧市文化財保護条例 (文化財保護法)	2年	10	無	10	3
36	文化交流センター運営協議会	1	1.2	スポーツ生涯学習部 生涯学習推進課	常設			●	条例	苫小牧市文化交流センター条例	2年	10	有	10	0
37	公民館審議会	1	1.5	スポーツ生涯学習部 勇私公民館	常設			●	条例	苫小牧市公民館条例 (社会教育法)	2年	10	有	10	2
38	図書館協議会	10	2.0	スポーツ生涯学習部 中央図書館	常設			●	条例	苫小牧市図書館条例 (図書館法)	2年	10	有	10	2
39	博物館協議会	2	2.0	スポーツ生涯学習部 博物館	常設			●	条例	苫小牧市博物館条例 (博物館法)	2年	10	無	10	1

公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成(人)			在職年数(人)		委員の内訳					必要な資格 その他	
		男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募		その他
条例により公共機関等職員を中心に構成している。	専門性が高くすでに40名の委員が参加していることから、これ以上の増員は難しい。	39	-	1	-	40	-	-	40	-	-	-	苦小牧市防災会議条例に定めている
法令により公共機関等職員を中心に構成している。	これ以上の増員は難しい。(専門性が高くとすでに40名の委員が参加している)	38	-	2	-	40	-	4	12	4	-	20	武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律に規定 ※開催回数0回とあるが、委員が常設しており必要に応じて開催している。
	平成16年より公募委員枠を6名としていたが、これまでに6名以上の応募がないため、増員の予定はない。(現在公募枠6名に対して公募委員2名)	12	1	2	1	12	2	1	-	11	2	-	なし
	現在の割合で妥当のため、増員する予定はない。	10	1	5	1	15	-	5	-	4	2	4	なし
	時期改選期(H26.5)に向け、検討。	7	-	3	-	10	-	2	-	6	-	2	なし
専門性が高いため。	応募数が少ないため(2名の公募委員定数だが、1名のみだった)、これ以上の増員は難しい。	7	-	4	1	10	1	6	-	4	1	-	なし
	増員の予定なし。(団体推薦、事務局推薦とのバランスを考え公募3名が妥当と考え)	8	2	2	1	10	-	3	-	4	3	-	なし
	増員の予定なし。(生涯学習活動や社会教育に関し学識経験のある委員の他に公募2名が妥当と考え)	6	-	4	-	9	1	2	-	4	-	4	なし
・応募がなかったため。(再公募) ・1名から転出による辞退があったため。	社会教育法に基づく学校、社会教育団体等からの有識者(8団体からの推薦)を含んでいるため、これ以上の増員は難しい。	6	1	4	1	10	-	2	-	6	2	-	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者
	図書館法に基づく学校、社会教育団体等からの有識者(8団体からの推薦)を含んでいるため、これ以上の増員は難しい。	6	1	4	1	10	-	2	-	6	2	-	図書館法第15条に基づく、学校・社会教育団体等(苦小牧市PTA連合会(団体)からの推薦)
	専門の委員とのバランスを考え、協議会の中で決定する。	6	1	4	-	10	-	3	3	3	1	-	なし

4 審議会等実施状況（私的諮問機関等）（平成24年度）

No.	名称 ※H24年度中廃止されたもの (塗りつぶし)	開催回数 H24	会議時間 時間/回 (H24実績)	所管課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
1	治験審査委員会	12	1.0	市立病院薬剤部	常設	●		その他	苫小牧市立病院治験審査委員会業務手順書 (省令GCT第27・28号(平成9年3月27日付) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令)	1年	5~12	無	12	0	
2	特別支援教育振興委員会	3	1.5	学校教育部指導室	非常設		●	要綱	苫小牧市特別支援教育振興委員会運営要綱	1年	10	無	10	0	
3	就学指導委員会	13	2.0	学校教育部指導室	常設		●	規則	苫小牧市就学指導委員会規則 (平成14年文科初第291号通知)	2年	無	無	55	0	
4	環境基本計画推進会議	5	1.2	環境衛生部 環境保全課	常設		●	要綱	苫小牧市環境基本計画推進会議設置要綱	2年	15	有	12	7	
5	廃棄物埋立処分場運営委員会	0	0.0	環境衛生部 ゼロゴミ推進室 清掃事業課	非常設		●	要綱	苫小牧市廃棄物埋立処分場運営委員設置要綱	2年	9	無	8	0	
6	技能功労者表彰選考委員会	1	1.5	産業経済部 企業立地推進室 工業労政課	常設		●	要綱	苫小牧市技能功労者表彰選考委員設置要綱	2年	10	無	5	0	
7	テクノセンター運営委員会	1	1.0	産業経済部 テクノセンター	常設		●	要綱	苫小牧市テクノセンター運営委員設置要綱	2年	10	無	6	0	
8	生涯学習研究協議会	4	1.3	スポーツ生涯学習部 生涯学習推進課	常設		●	要綱	苫小牧市生涯学習研究協議会設置要綱	2年	10	無	10	0	
9	航空機騒音対策協議会	3	1.5	総合政策部 空港政策課	常設		●	規約	苫小牧市航空機騒音対策協議会	2年	20	無	20	0	
10	地域公共交通活性化協議会	2	2.0	総合政策部 交通政策課	常設	●		規約	苫小牧市地域公共交通活性化協議会規約 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)	2年(行政 ・団体職員 除く)	20	有	19	1	
11	指定管理者選定等委員会	2	4.5	総務部 行政監理室	常設		●	要綱	苫小牧市指定管理者選定等委員設置要綱	委嘱日から 指定の日ま で	5	無	5	0	
12	老人ホーム入所判定委員会	4	1.0	保健福祉部 介護福祉課	常設		●	要綱	苫小牧市老人ホーム入所判定委員設置要綱	2年	6	無	5	0	
13	介護保険事業等運営委員会	2	0.8	保健福祉部 介護福祉課	常設		●	要綱	苫小牧市介護保険事業等運営委員設置要綱	3年	15	有	15	3	
14	地域包括支援センター運営協議会	5.0	1.0	保健福祉部 介護福祉課	常設		●	要綱	苫小牧市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	2年	11	無	11	0	
15	福祉有償運送運営協議会	2	0.5	保健福祉部 介護福祉課	常設		●	要綱	福祉有償運送運営協議会設置要綱	2年	9	無	9	0	

公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成(人)				在職年数(人)			委員の内訳				必要な資格 その他
		男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
個々の症例確認や情報漏えいに注意するなど、一般公募は適さないため。		9	-	3	-	7	5	6	1	-	-	5	医学、歯学、薬学その他の医療者と部外者
専門性が必要なため、就学指導委員会等の組織から選任するため。		7	-	3	-	10	-	-	-	10	-	-	苫小牧市特別支援教育振興委員会運営要綱第3条による
児童・生徒の就学に関わる個人情報に基づく審議のため。		30	-	25	-	51	4	50	5	-	-	-	苫小牧市就学指導委員会規則による
定員15名と定められており各推薦団体等考慮した場合7名が妥当である。		11	7	1	-	12	-	-	-	2	7	3	なし
廃棄物理立処分場近隣住民の意見を反映させるため。		8	-	-	-	6	2	-	-	5	-	3	植苗町内会連合会役員
専門的な立場から検討し運営するため、関係機関や団体等からの推薦による。		5	-	-	-	4	1	1	-	4	-	-	①学識経験者 ②業界代表者 ③技能士代表者のいずれか
各機関からの推薦を得た委員で構成されているため。		6	-	-	-	6	-	1	-	5	-	-	なし
町内会からの推薦が必要なため		7	-	3	-	10	-	-	-	-	-	10	なし
		20	-	-	-	14	6	-	-	-	-	20	町内会からの推薦
		18	-	1	1	19	-	2	10	6	1	-	法第6条第2項の規程による ※H24.9組織統合のため廃止
取り扱い内容が専門的のため、公募はなじまないと考えるため。		5	-	-	-	5	-	2	-	-	-	3	なし
委員会の構成員はその設置目的から要綱により医師等職種を限定している。		4	-	1	-	5	-	-	-	5	-	-	要綱に定めあり (医師、苫小牧地域保健室長等)
要綱及び要綱で委員の定員を定めてい		13	3	2	-	15	-	-	-	12	3	-	なし
協議会の構成員については介護サービスや権利擁護等に関する知識を有することから関係団体からの推薦としている。		8	-	3	-	11	-	1	-	10	-	-	なし
協議会の構成員については公共交通機関等に関する知識を有することから関係団体からの推薦としている。		9	-	-	-	9	-	1	-	8	-	-	なし

No.	名 称 ※H24年度中廃止されたもの (塗りつぶし)	開催 回数	会議 時間 時間/回 (H24実績)	所 管 課	審議会 等の設 置形態	位置付			設置根拠 (関連法令等)		委員等 任期	委員等の 定数	一般公募 規定の有無	委員等の 現行人数	うち一般 公募人数
						法令 必置	法令 任意	他	区分	名称					
16	予防接種健康被害調査委員会	0	-	保健福祉部 健康支援課	常設			●	要綱	苫小牧市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	2年	5	無	5	0
17	次世代育成支援対策推進会議	1	2.0	保健福祉部 子育て支援課	常設			●	要綱	苫小牧市次世代育成支援対策推進会議設置要綱 (次世代育成支援対策推進法)	6年	17	有	14	1
18	地域自立支援協議会	2	1.5	保健福祉部 社会福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市地域自立支援協議会運営要綱 (障害者自立支援法)	2年	30	無	20	0
19	障害者計画・障害福祉計画検討懇話会	0	0.0	保健福祉部 社会福祉課	非常設			●	要綱	苫小牧市障害者計画・ 障害福祉計画検討懇話会設置要綱 (障害者基本法・障害者自立支援法)	計画策定完了まで	20	有	16	2
20	ライブラリーカフェ (仮称) のあり方検討委員会	2	2.0	総合政策部 まちなか再生主幹	常設			●	要綱	ライブラリーカフェ (仮称) のあり方検討委員会設置要綱	2年	8	有	5	1
21	中小企業振興基本条例検討懇話会	7	1.5	産業経済部 商業観光課	非常設			●	要綱	苫小牧市中小企業振興基本条例検討懇話会設置要綱	諮問事項の調査検討の全てが終了する日まで	12	無	11	1
22	バス運行連絡会議	1	1.0	総合政策部 交通政策課	常設			●	要綱	苫小牧市バス運行連絡会議要綱	2年	9	有	9	2
23	住民投票条例市民検討懇話会	6	2.0	総合政策部 政策推進室 市民自治推進課	常設			●	要綱	苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱	委嘱の日から提案書提出の日まで	8	有	8	3
24	地域公共交通活性化協議会	2	2.0	総合政策部 交通政策課	常設			●	規約	苫小牧市地域公共交通活性化協議会規約 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)	2年 (行政・団体職員除く)	20	有	19	1
25	公共交通協議会	2	2.0	総合政策部 交通政策課	常設			●	要綱	苫小牧市公共交通協議会要綱 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法)	2年 (行政・団体職員除く)	15	無	15	0
26	市立病院経営改革評価委員会	3	1.5	市立病院 経営管理課	非常設			●	要綱	苫小牧市立病院経営改革評価委員会設置要綱	6か月	8	無	8	0

公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					必要な資格 その他	
		男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他		
医師免許（保健所長を除く）を必要としているため		5	-	-	-	4	1	-	1	4	-	-	-	医師免許
平成27年度から施行する子ども・子育て支援新制度に向けて、現行委員と同様の委員構成で新たに審議会を設置予定のため、この会議での新たな公募委員は加えない。		9	1	5	-	14	-	1	-	12	1	-	-	なし
平成25年4月施行の障害者総合支援法で左記の趣旨が明文化されており、関係機関や当事者により協議会を構成する必要があるので、公募の予定はない。		13	-	7	-	20	-	-	-	20	-	-	-	関係団体からの推薦
計画改定がない時期の2計画の進捗管理を地域自立支援協議会が行っているため、同協議会からの選出枠を設ける必要があり、公募増員の予定はない。		9	0	7	2	16	-	-	-	14	2	-	-	なし ※委員の構成は平成23年度の活動実績によるもの。
現在の割合で妥当のため、増員する予定はない。		4	1	1	-	5	-	1	-	-	1	3	-	なし
懇話会終了のため増員の予定なし。		10	1	1	-	11	-	2	-	8	1	-	-	なし ※H24.9.29廃止
現在の割合で妥当のため、増員する予定はない。		8	1	1	1	9	-	1	5	1	2	-	-	なし
これ以上の増員は難しい。 (学識委員、市民活動団体推薦委員による検討が必要であるため)		5	-	3	3	8	-	2	-	3	3	-	-	なし ※H24.8.1設置 H24.10.11委員委嘱 H25.3.28委員任期満了（解散）
		18	-	1	1	19	-	2	10	6	1	-	-	法第6条第2項の規程による ※H24.9組織統合のため廃止
分科会を設けその中に公募委員を入れる予定 その中に公募2名		15	-	-	-	15	-	2	8	5	-	-	-	法第6条第2項の規程及び道路運送法の規定による ※H24.12交通関連組織統合により新設
経営改革・経営形態に関する専門的な意見を求めるため。		6	-	2	-	8	-	2	3	3	-	-	-	なし ※H25.3.31任期切れ